

# 定 款

アップルインターナショナル株式会社

# アップルインターナショナル株式会社 定 款

## 第1章 総 則

### (商号)

第1条 当会社は、アップルインターナショナル株式会社と称し、英文では APPLE INTERNATIONAL CO., LTD. と表示する。

### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 自動車の売買、修理及び輸出入
2. 自動車の委託販売及び取引斡旋業
3. 自動車のリース及びレンタル
4. 自動車用部品及び付属品の販売
5. I Tによる自動車及び部品の販売、保険の募集、仲介業
6. 日本国内及び海外展開におけるフランチャイズチェーンシステムによる自動車販売の経営及び運営
7. 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務
8. 不動産賃貸業務
9. 貸金業、各種債権の売買、立替払、債務の保証・引受け及びその他金融業務
10. 前各号に附帯する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、三重県四日市市に置く。

### (機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

### (公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、21,600,000株とする。

### (自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

### (単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

### (単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

### (株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式並びに新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

### (株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2. 株主総会は、本店所在地もしくはこれに隣接する地、又は愛知県名古屋市において招集することができる。

#### (定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

#### (招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

#### (電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (附則)

##### (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

1. 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。
3. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

#### (決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### (議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録する。

## 第4章 取締役及び取締役会

### (員数)

第19条 取締役は、10名以内とする。

### (選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### (任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

### (代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

### (取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

### (取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

### (取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

### (取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録する。

### (取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第5章 監査役及び監査役会

### (員数)

第30条 監査役は、5名以内とする。

### (選任方法)

第31条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

### (任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### (常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

### (監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

### (監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

### (監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録する。

### (監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

### (報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### (監査役の責任免除)

第39条 当会社は、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第6章 会計監査人

### (選任方法)

第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。

### (任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

### (報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

### (事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

### (剰余金の配当の基準日)

第44条 当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年12月31日とし、最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に支払う。

### (期末配当金)

第45条 株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当をすることができる。

### (中間配当金)

第46条 当会社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。

### (配当金の除斥期間等)

第47条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には、利息をつけない。

## 附　　則

1999年5月31日  
2001年10月1日(商法改正)  
2001年12月20日　改　訂  
2002年6月11日　改　訂  
2003年3月28日　改　訂  
2003年9月12日　改　訂  
2004年3月30日　改　訂  
2005年3月30日　改　訂  
2007年3月29日　改　訂  
2008年3月28日　改　訂  
2009年3月27日　改　訂  
2014年3月28日　改　訂  
2014年4月1日　改　訂  
2016年3月25日　改　訂  
2022年3月25日　改　訂